〔松の落葉一〕山城國はやまきのくにといひたりし事

日本後紀一の卷、延暦十三年十一月のところに、此國山河襟帶、自然作城、因斯形勝、可制新號、宜改山背國爲山城國とあれば、山背國の名を山城國とかへたまへるなり、源順朝臣など新號とあるをいかゞ心えられけん、もじのみかはれる事として、和名抄に山城夜萬之呂としるされしはいみじきひがことなり、此抄の郡鄕の名は、其時の人のいふまゝにしるして、住吉須美與之とかゝれたるたぐひいにしへにたがへる事は、ほかにもおほかれど、これらはさはかくまじき事ぞ、延暦のみかどのみさだめにたがへる事なればなり、このひがことよりおこりて、今の世には城をしろといへり、城と云もじは、日本書紀には、きと訓によみ、又さしともよめれど、しろとよめることは、すべて古書にみえたる事なし、山城國のもじは、やまきのくにとよまんぞ正しかるべき、されど國の名などはあやまりにても、久しくいひなれては、今さらにわたくしには、あらためがたき事なりかし、

〔古事記下仁德〕於是大后大恨怨、○中略即不入坐宮而引避其御船、泝於堀江、隨河而上幸山代、此時歌曰、都藝泥布夜、夜麻志呂賀波袁、迦波能煩理、和賀能煩禮婆、迦波能倍邇、淤斐陀氐流、佐斯夫袁、佐斯夫能紀、斯賀斯多邇、淤斐陀氐流、波毘呂由都麻都婆岐、斯賀波那能、氐理伊麻斯、芝賀波能、比呂理伊麻須波、游富岐美呂迦母、○本書紀又見二日

〔古事記傳三十六〕都藝泥布夜は此言書紀には四首ある並夜字なし、萬葉十三にもあるにも夜字はなし、此記には四首ある二首には夜字あり、二首には無し、ある(賀茂眞淵)は衍なりとせられつれど、此繼苗生やなり、夜は余と云むが如し、那閉を(師)も次なるも、諸本共に有れば、今はさてあるなり、歌ひ出したる辭なり、

切めて泥と云り、繼苗とは山の樹を伐取たる跡に、又繼て樹を生し立む料に植る苗を云、生は其苗を豫て蒔生し設け置く地なり、粟田豆田、淺茅生、蓬生などの類、皆其物の生たる地を某生といへり、さて稻の苗を蒔生する田を苗代と云如く、かの山の樹の繼苗を生する地を山代と云なるべし、凡て山の用は材を出